

毎週火、金曜日発行（但し休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 規則

### ◇規則

#### 目次

次

### ◇告示

河川取締規則の一部を改正する規則

昭和三十八年五月臨時県議会で議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出更正予算等

被爆者一般疾病医療機関の指定

みつばちについての腐そ病が発生した旨の報

みつばちについての腐そ病が発生について

ひな白痢検査の実施

基準看護等の承認

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

定例教育委員会の招集

### ◇教委告示

鳥取県告示第二百四号

## 告示

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則

河川取締規則の一部を改正する規則

河川取締規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めたときは。

昭和三十八年五月臨時県議会で五月十六日議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出更正予算、昭和三十八年度特別会計具営工業用水道事業費歳入歳出更正予算、昭



で、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生場所 発生群数 発生年月日  
鳥取市浜坂 二 昭和三十八年六月一日

二 必要な措置

- 一 家畜の種類 みつばち
- 二 家畜伝染病の種類 痢そ病 二群
- 三 発生群数 二群
- 四 発生の場所 鳥取市浜坂
- 五 発生年月日 昭和三十八年六月一日
- 六 その他参考となるべき事項 昭和三十八年六月一日発生群を焼却処分した。

#### 鳥取県告示第三百七号

県内にみつばちについての痢そ病が発生したので、みつばちについての腐そ病予防に関する規則（昭和三十一  
年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年六月七日

#### 鳥取県告示第三百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対する検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年六月七日

5 昭和三八年六月七日

金曜日 鳥取県公報

金曜日 鳥取県公報 第3434号  
(認)

別表	実施期日	実施区域	実施場所	鳥取県知事 石 破 二 朗			
				名 称	施 設	基 準	看 護
					承認番号	対 象	
鳥取県立 厚生病院	米子市上福原	(第2 類)	六月二十四日 日野郡溝口町大阪 中村養鶏場	一般 三病床	第一二 号	一般 三病床	基 準
鳥取県立 厚生病院	(第2 類)	一般 二病床	" 二十五日 " 江府町下安井	一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	看 護
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床	昭和三十八年六月七日 鳥取県知事 石 破 二 朗	一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	承認番号
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	対 象
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	基 準
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	給 食
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	基 準
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	対 象
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	基 準
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	看 護
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	承認年月日
倉吉市越殿町	(第2 類)	一般 二病床		一般 三病床	(第3 号)	一般 三病床	点採 數表用

一 実施の目的 ひな白痢予防のため  
二 実施の区域及び場所 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏  
四 実施期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

#### 鳥取県告示第三百九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定  
方法（昭和十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく  
基準看護、基準給食及び基準寝具設備として、次のとお  
り承認した。

昭和三十八年六月七日

00867

(第3種郵便物)  
認可

00850

(第3種郵便物)  
認可

嘉慶癸卯年二月二十一日

昭和三十八年六月七日

鳥取縣知事 石破二朗

健康保險法

十一号

七十号) 第四十三条ノ

次のように保険薬剤師の登録をした

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十  
七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石破二朗

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

角尾 静恵 鳥取市賀露町一、〇四七 鳥葉 一四五 昭和三十八年五月二十三日

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十八年六月十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

#### 三 議題

1 昭和三十八年度鳥取県育英奨学生の決定について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

県

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所

定額

一部月額 二五〇円（配送料共）